



プラスチック製容器包装の

再商品化手法の 主な論点と課題

ごみ・環境ビジョン21 理事 小野寺 熟

容り法の次期見直しは、公式資料によると、2013年から行われる予定になっています。ただし、プラスチック製容器包装の再商品化手法と入札制度の在り方については、それに先行して、2007年から環境省・中央環境審議会と経済産業省・産業構造審議会の各専門委員会の合同会合（座長：永田勝也早稲田大学教授）が毎年数回開催され（今年はそのほかに作業チームや懇談会を計7回開催）、議論を始めています。

議論内容の取りまとめが毎年公表され、プラスチック製容器包装の再商品化手法の論点や課題が提示されています。今年の8月9日に公表された「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る取りまとめ（案）」（全49ページ）の要点を以下にご紹介します。

□ 材料リサイクル手法の優先的取扱い

容り制度の発足以来、この制度本来の在り方として、プラスチックの原材料としての利用を進めるべきであるという方針の下に、材料リサイクル手法を優先的に取扱ってきました。

しかし、材料リサイクルへの事業参入が相次いだため、容り協会が実施する入札で材料リサイクルの落札シェアが急増し、50%台で高止まっていることから、ケミカルリサイクル事業者や特定事業者から、材料リサイクル手法の優先的取扱いの根拠が不明確であり、優先的取扱いを見直すべきだという議論が起こっています。

今回、この方針を検証するため、各再商品化手法を3つの観点から評価しました。その結果は以下のとおりです。

環境負荷低減と資源の有効利用の観点からみれば、材料リサイクル手法はケミカルリサイクル手法と同等程度の効果を上げています。他方、経済コストの観点からは、ケミカルリサイクル手法に比べて評価が低いが、プラスチックの原材料として再生利用され、わかりやすさの点で分別排出へ

の住民の理解と協力が得やすいと考えられます。

材料リサイクル手法の優先的取扱いを積極的に肯定する結果は得られていないものの、現行の取扱いを直ちに廃止すると結論付けるには十分な材料も得られていないことから、多様な再商品化手法のバランスの取れた組み合わせを維持する観点からも、容り法の次期見直しまでの間、材料リサイクル手法の優先的取扱いを継続します。

2011年度の入札から、材料リサイクル手法の優先的取扱いの総量に上限（優先枠）を設け、その量を市町村申込み量の50%とします。妥当な措置だと思います。

なお、異例のことですが、「取りまとめ」には、上記の事業者の付帯意見が付くことになりました。

□ 燃料利用手法の取扱い

現行の容り制度では、燃料利用手法については、他の商品化手法だけではプラスチック製容器包装の全量が処理しきれない事態が発生した場合の緊急避難的・補完的な手法として位置付けています。

燃料利用手法は、環境負荷低減と資源の有効利用の観点からみると、材料・ケミカル両リサイクル手法と比べて遜色がなく、経済コストの観点からは、それよりも評価が高くなると考えますが、リサイクルより優先順位の低い熱回収であるために、住民の理解が得にくいことも考えられます。

特定事業者は、燃料利用手法は他の手法に勝るとも劣らないとし、現行の取扱いの見直しを求めていました。しかし、当初想定されたような事態が生じる恐れが当面ない中で、熱回収を導入することは、現に機能している材料・ケミカル両リサイクル手法を経済コスト面から廃止に導きかねないことから、容り法の次期見直しまでの間は、現状の取扱いを継続します。この方針を堅持してほしいと思います。

市町村による再商品化手法の選択制の導入

現行の容り制度では、市町村がペール化したプラスチック製容器包装をどの再商品化事業者に引き渡すかは入札によって決定され、市町村が再商品化手法を選択することはできません。

これに対し、ケミカルリサイクル事業者から、市町村の容り制度への一層の参加を促す観点から、再商品化手法の選択権が市町村に付与されるべきであるとの指摘がありました。

環境省が市町村に対して行ったアンケート調査によると、それについて、「特に希望はないが制度としてはあった方がよい」という回答が41%、手法または事業者を選択したい市町村は27%であり、市町村側にも一定のニーズがあることがわかりました。

市町村による質の高い分別収集を促進するという方針と整合性のとれた形で、再商品化手法を選択できる仕組みを設けることは現行制度の下でも可能ではないかと考えられ、一定の効果が見込めるとしています。これについては、ペール品質に対する要求が比較的緩やかなケミカルリサイクル手法への傾斜が懸念され、慎重な検討が求められます。

地域循環への配慮

現行の容り制度の下では、九州地方の自治体のペールが関東地方まで運ばれるといったことも起こります。ほとんどの関係主体から、地域で集めたものを地域でリサイクルするシステムにすれば、輸送に伴う環境負荷が削減され、消費者の目に見えることが分別意識の向上につながるとの指摘がありました。

各地域のペールが当該地域から極端に離れた場所で処理されることがないような仕組みを導入することは現行制度の下でも可能ではないかと考えられ、一定の効果が見込まれます。

* PE=ポリエチレン PP=ポリプロピレン
PS=ポリスチレン PET=ポリエチレンテレフタレート

複数年契約の導入

現行の容り制度では、容り協会の入札は單一年度を対象としていますが、再商品化事業者を始め、多くの関係主体が複数年契約を希望しています。

複数年契約を現行の入札制度に導入することは可能であり、それによって分別収集の高度化、リサイクルの質の向上が期待できるほか、再商品化事業者にとってはペール数量を安定的に確保できるといった効果も見込まれます。

容器包装以外のプラスチックのリサイクル

家庭から排出されるプラスチック製容器包装と容器包装以外のプラスチックを一括して収集することについては、再商品化事業者を中心に、分別収集量の増加、コスト削減などの観点から望ましいとの指摘があり、また、市町村アンケート調査でも「ぜひ導入すべき」「検討に値する」という回答が合わせて56%あります。

現時点での整理によれば、容器包装以外のプラスチックも一括収集した場合、分別収集量が増える一方、PE・PP・PS・PET(※)の比率が低下するが、容器包装以外のプラスチックの収集をリサイクルに適したものに限定すると、PE・PP・PS・PETの比率を高めることも可能です。また、ペール中のPE・PP率の向上や分別収集量の増加を通じて、環境負荷削減効果の向上が想定されます。

今後の検討の方向性としては、容器包装以外のプラスチックを一括収集した時に、どの程度の分別収集量の増加やその材質の向上が見込まれるのか、住民にとって分別がわかりやすくなるかどうかを精査していく必要があります。また、費用面では、どの程度の増加となるのかを検証とともに、その費用がどのような形で負担されるべきかについてもさらなる議論が必要です。

以上の論点について議論を進め、必要に応じてその成果を容り制度の運用に反映していくとともに、容り法の次期見直しにも反映していくことが望ましいとしています。